

令和3年3月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	令和3年3月29日（月）午前9時00分～11時30分まで
出席委員	<p>（農業委員 7人）</p> <p>1番：後藤 ミホ 2番：久保 一美 3番：上川 安博 5番：西 哲郎</p> <p>6番：曾我 広 7番：平野 豊文 8番：大山 裕加</p> <p>（農地利用最適化推進委員 7人）</p> <p>吉岡 定男 藤井 恒美 國岡 伸二 久保田 博文</p> <p>田村 和之 永友 文法 永友 正</p>
欠席委員	<p>（農業委員 0人 推進員 0人）</p> <p>農業委員： 0 名</p> <p>推進委員： 0 名</p>
出席職員	事務局長： 湊上達也 専門監： 高橋 茂義 主幹： 眞崎 哲子
会議録署名委員	7番：平野 豊文 8番：大山 裕加
議事日程	令和3年3月29日（月）1日間
報告	<p>(1) 3月の行事報告について</p> <p>(2) 農地転用事前調査報告（5条 2件 非農地証明 1件）</p> <p>(3) 農家相談日結果報告について（1件）</p> <p>(4) 各委員活動報告について</p> <p>(5) 事務局報告について</p> <p>① 合意解約書の提出について</p> <p>② 農用地利用配分計画の認可について</p> <p>③ 農地の時効取得に関する通知について</p> <p>④ 農地転用許可を要しない事業計画の届出について</p>
会議事件	<p>議案第7号 非農地証明願いの承認について</p> <p>議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について</p> <p>議案第9号 農用地利用集積計画（所有権移転）について</p> <p>議案第10号 農用地利用集積計画（利用権設定）について</p> <p>議案第11号 農地移動適正化あっせん事業の実施について</p> <p>議案第12号 空き家に付属した農地指定申出について</p>
(事務局) 事務局長	<p>皆さんおはようございます。総会を始めます前に、私が今度退職するわけですが、後任に吉岡課長が来ることになりました。まだ農業委員会に配属されていませんので、今回は傍聴者という形で引継ぎを兼ねて出席をして頂くことになりました。一言挨拶をお願いします。</p>

<p>(傍 聴 者) 吉岡課長</p>	<p>おはようございます。今回の異動で環境整備課の方から産業振興課に異動になりました。役場に入った頃3年程産業課にいたのですが、もう30年くらい前の話ですが、それから産業端と離れたところをずっときておりましたので、中々分からない部分がたくさんあると思いますのでご指導よろしくお願ひします。</p>
<p>(事 務 局) 事務局長</p>	<p>私は36年間で退職しますが、吉岡課長は41年役場に勤めてらっしゃいます。大ベテランです。頼っていい課長だと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>総会の前に、産業振興課の小野大希君が亡くなりました。小野大希君は産業振興課では農地中間管理機構の仕事や認定農業者、人・農地プランについて非常に尽力をしてくださった職員でありますし、前任は農業委員会の事務局にいました。それでですね、総会を始めます前に黙祷を捧げたいと思いますのでご協力をお願いします。皆さんご起立ください。黙祷。</p> <p>それでは、ただ今から令和3年3月期の木城町農業委員会定例総会を開会します。一同、礼。よろしくお願ひします。ご着席ください。</p> <p>それでは、最初に会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>皆様お疲れ様です。今年は何もかもが早く進んでいるようで、桜ももう散り始めております。そして早期水稻の田植えも、昨日岩渕・比木を改めて見回ったのですが、ほとんど終わっているようです。他の地区のことはあまり分かりませんが、また皆さん活動報告の中でよろしくお願ひいたします。</p> <p>もう一つ嬉しい報告があります。中々出来なかった全国農業新聞の全委員購読を達成することができました。一人欠けてもこれはダメで、全員で成せることです。本当にありがとうございます。情報提供と農業者年金の推進は私達委員の大切な業務の一つです。これからも頑張っていきましょう。</p> <p>昨日、県内でのコロナ感染が26日振りに一人確認されました。5月には高齢者の方々のワクチン接種も町内でも始まると聞いております。ワクチンの効果を信じて、マスクは必ず車に常備し、感染対策を行いながら過ごしていきましょう。</p> <p>本日は渕上局長とご一緒する最後の定例総会となっております。久しぶりに議案書も分厚くなっています。慎重な審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、ただ今から令和3年3月期の定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員7名全員出席ですので総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名全員出席ですので、合計14名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、7番平野 豊文委員と8番大山 裕加委員をお願いします。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の高橋専門監と眞崎主幹を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>議案第7号 非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の15ページをお願いします。 議案第7号 非農地証明願いの承認について 非農地証明願いの承認について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号1番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字下ノ谷〇〇番 地目 畑 面積 1,269㎡ 現況地目 雑種地 事由 耕作放棄地のうち農地として使用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。</p> <p>（ア）その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。（イ）（ア）以外の場合にあつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。この案件では（イ）に該当すると判断します。</p> <p>なお、担当委員は、6番曾我委員です。資料は16ページから19ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。事務局より、写真説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (眞崎主幹)</p>	<p>(プロジェクターを使用し、写真説明)</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、写真説明が終わりましたので、担当委員の6番曾我委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>(6番) 曾我 広</p>	<p>この土地については、申請者は後継者もない状態です。それから昨年旦那さんが急死されて、余計に畑に開墾しようという意欲もなくこのような形になっております。今後復元しようにも1,269㎡なのですが、大型機械を入れてやっても後継者もないということです。一ツ瀬土地改良区の関係でもありまして、除外地域に申請をされております。畑に復元して耕作するというのはちょっと無理なんじゃないかと私自身は思っております。以上です。</p>

議長（会長） 後藤 ミホ	<p>それでは説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。議案第7号 非農地証明願いの承認について、受付番号1番につきまして質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p> <p>はい、田村推進委員。</p>
田村推進委員	<p>はい。今読ませていただいたら、畑かんが来ているところで、十数万円分の決裁金を払わないといけない。また、給水栓の撤去などそこそこの費用が要りますよね。それでなぜ20年以上もそのまま放置したのに、ご主人が亡くなってからそういう非農地証明を出したという理由があるのですか。</p>
(6番) 曾我 広	<p>理由といますか、もう自分で管理ができないという感じでいらっしゃるんじゃないかと私は思います。</p>
田村推進委員	<p>経費はかかってもですか。</p>
(6番) 曾我 広	<p>はい。</p>
田村推進委員	<p>分かりました。</p>
議長（会長） 後藤 ミホ	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑がないようですのでお諮りします。議案第7号 非農地証明願いの承認について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成という事でありますので、全員賛成ということでありますので 議案第7号 非農地証明願いの承認について受付番号1番につきましては原案どおり承認可決とします。</p>
議長（会長） 後藤 ミホ	<p>つづきまして議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。</p>
(事務局) 事務局長	<p>資料の20ページをお願い致します。議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号1番 貸付人・借受人につきましては表記のとおりです。土地表示 木城町大字川原字櫛野〇〇番 地目 畑 地積 348㎡ 他1筆 合計 畑2筆 地積 648㎡ 移動区分 使用貸借 転用目的 牛舎・作業場(追認) 施設の概要 牛舎・作業場 454㎡ 担当委員は、3番上川委員です。資料につきまして21～26ページに添付してあります。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>続きまして、受付番号2番 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 木城町大字椎木字四日市〇〇番 地目 畑1筆 地積 345㎡ 移動区分 売買 転用目的 一般個人住宅建設 施設の概要 住宅1棟 117.32㎡ 担当委員は、7番平野委員です。</p> <p>資料につきましては、27～31ページに添付してあります。 以上です。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。事務局より、写真説明をお願いします。</p>
<p>(事務局) 眞崎 主幹</p>	<p>(プロジェクターを使用し写真説明)</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、写真説明が終わりましたので、受付番号1番については、担当の3番上川委員から補足説明があればお願いします。</p>
<p>(3番) 上川 安博</p>	<p>はい。追認の畜舎の申請ですけれども、昭和62年頃に建てられたということでありまして、じいちゃんばあちゃんがされていたのですが、お孫さんにあたる借受人が畜産を引き継がれて現在やっております。川原地区の田や畑を借りて牧草を作って頑張っておりますけれども、現況につきましては畜舎ですが、畑であったという事がひとつのネックとなって来たわけですが、今回後を引き継がれた借受人が後をされるという事で申請をされたわけですので、よろしくご審議をお願いします。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。受付番号2番については、7番平野委員が担当となっております。補足説明があればお願いします。</p>
<p>(7番) 平野 豊文</p>	<p>はい。2番につきましては先程見られた通りでございます。周りが住宅となっておりますので、どうぞ皆様のご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われて質疑をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですのでお諮りします。議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号1番2番につきましては承認に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 受付番号1番2番につきましては原案どおり承認可決とします。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第9号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。 事務局長の朗読をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>資料の32ページをお願いします。議案第9号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号1番 受付番号6番 移動区分 売買 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字山下〇〇番 地目 田 地積 462㎡ 他1筆 合計 田2筆 地積 1,208㎡ 利用目的 稲作 売買価格 375,000円/10a 支払方法 口座払い 移転時期・支払時期・引渡時期 2021年4月30日 担当は2番久保委員です。資料は、34ページに添付してあります。</p> <p>整理番号2番 受付番号7番 移動区分 売買 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字東宮田〇〇番 地目 田 地積 498㎡ 他1筆 合計 田2筆 地積 1,561㎡ 利用目的 稲作 売買価格 375,000円/10a 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2021年4月30日 担当は2番久保委員です。資料は、35ページに添付してあります。</p> <p>整理番号3番 受付番号8番 移動区分 売買 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字柳ノ本〇〇番 地目 田 1筆 地積 834㎡ 利用目的 稲作 売買価格 375,000円/10a 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2021年4月30日 担当は2番久保委員です。資料は、36ページに添付してあります。</p> <p>整理番号4番 受付番号9番 移動区分 売買 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字東宮田〇〇番 地目 田 1筆 地積 996㎡ 利用目的 稲作 売買価格 全部で400,000円 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2021年4月30日 担当は2番久保委員です。資料は、37ページに添付してあります。</p> <p>整理番号5番 受付番号10番 移動区分 売買 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字大戸亀〇〇番 地目 畑 1筆 地積 4,366㎡ 利用目的 露地野菜 売買価格 450,000円/10a 支払方法 口座払い 移転時期・支払期限・引渡時期 2021年4月30日 担当は6番曾我委員です。資料は、8ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号6番から9番につきまして、担当の2番久保委員から順次説明をお願いします。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>はい。受付番号6番ですけども、前の月も田村推進委員と一緒に同行しましてお話をしたところです。地図を見ての通り、地主さんは40万位で売りたいという形だったのですが、36ページに添付してあります受付番号8番の資料の申請地が今譲受人の農地になっていますけども、受付番号7番8番の譲受人〇〇さんが続きで譲渡人から買われる状況になっていて、ここを売って34ページの農地を譲受人から買うということになっております。それでこの農地については30万でもいいという話があって、〇〇さんとしては安い方がいいので周りの相場を見ると、大体40万相場かなと田村推進委員とも話して、間を取って37,5000円じゃどうでしょうかと。35万と40万という意見がありましたものですから間を取って375,000円で推移したところでございます。この農地については、畦が全くありません。畦を復元するのに今大体10万円位掛かりますので、畦を線引きするのにも個人負担とか掛かりますので、そうした場合は現状のままで売買という形にしました。特にこの下鶴地区はですね、大型機械が入っております、パトロールすると全然もう畦がないんですね。だから、かなり今後こういった問題で、土地の所有者と小作人で問題が出て来るのではないかと考えております。それが一応受付番号6番から8番までの説明になります。</p> <p>それと、受付番号9番は譲受人が〇〇の社長の息子さんが買取ります。価格は40万となっております。これについては私が事前に調べておりませんので、申し訳ありません。補足について、田村推進委員何かありましたらよろしくお願いします。</p>
<p>田村推進委員</p>	<p>はい。受付番号9番については事務局の方に問い合わせまして、〇〇建設の方が中に入って40万円ということで合意したということで、特段譲受人譲渡人とは話しておりません。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号10番について担当の6番曾我委員から説明をお願いします。</p>
<p>(6番) 曾我 広</p>	<p>はい。22日に譲受人とお話ししたんですが、以前購入されました〇〇さんの畑が隣にございましてその続きになります。露地野菜をされるということです。売買価格に関しては、吉岡推進委員の方が詳しいんじゃないかと思えます。よろしくお願いします。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございます。吉岡推進委員何かありますか。</p>
<p>吉岡推進委員</p>	<p>はっきり話はしてないんですけども、一応規模拡大の計画をされてるということで、近場の方が作業もし易いということを知りました。それが目的であるんだろうとは思いますが、まだ私の方の土地もあるんですが売買は決まっております。譲受人がそういう計画で話を進められてるんじゃないかと思えます。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。議案第9号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われて質疑をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですのでお諮りします。議案第9号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。整理番号1番から5番 受付番号6番から10番につきまして承認に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということですので、議案第9号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。整理番号1番から5番 受付番号6番から10番につきましては原案どおり承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第10号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>資料の38ページをお願いします。議案第10号 農用地利用集積計画（利用権設定）について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号1番 受付番号12番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字竹ノ本〇〇番 地目 田地積 987㎡ 他3筆 合計 田4筆 地積 3,474㎡ 利用目的 施設園芸 始期終期 2021年4月1日から2031年3月31日（10年間） 借賃 全部で65,000円 経営面積 0.2ha 家族数 4人 稼働労働力 2人 担当は2番の久保委員で新規です。資料は51ページに添付してあります。</p> <p>整理番号2番 受付番号13番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字桃木窪〇〇番 地目 畑地積 7,619㎡ 他4筆 合計 畑5筆 地積 10,584㎡ 利用目的 飼料作物 始期終期 2021年4月1日から2031年3月31日（10年間） 借賃 13,000円/10a 経営面積 8ha 家族数 3人 稼働労働力 3人 担当は7番平野委員で、新規です。資料は52ページに添付してあります。</p> <p>整理番号3番 受付番号14番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字新古場〇〇番 地目 畑地積 12,753㎡ 他1筆 合計 畑2筆 12,760.73㎡ 利用目的 露地野菜</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>始期終期 2021年4月1日から2026年3月31日(5年間) 借賃 全部で191,520円 経営面積 6.6ha 家族数 2人 稼働労働力 2人 担当は6番曾我委員で、更新です。資料は53ページに添付してあります。</p> <p>整理番号4番 受付番号15番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字新古場〇〇番 地目 畑 地積 4,639㎡ 他2筆 合計 畑3筆 5,472㎡ 利用目的 露地野菜 始期終期 2021年4月1日から2026年3月31日(5年間) 借賃 全部で77,480円 経営面積 6.6ha 家族数 2人 稼働労働力 2人 担当は6番曾我委員で、更新です。資料は54ページに添付してあります。</p> <p>整理番号5番 受付番号16番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字木寺〇〇番 地目 田 地積 806㎡ 他1筆 合計 田2筆 地積 1,191㎡ 利用目的 飼料作物 始期終期 2021年4月1日から2022年3月31日(1年間) 借賃 5,000円/10a 経営面積 0.5ha 担当は7番平野委員で、新規です。資料は55ページに添付してあります。</p> <p>整理番号6番 受付番号17番 移動区分 賃貸借 借受人・貸付人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字高城字東宮田〇〇番 地目 田 地積 529㎡ 利用目的 稲作 始期終期 2021年4月1日から2031年3月31日(10年間) 借賃 10,000円/10a 経営面積 6.9ha 家族数 2人 稼働労働力 2人 担当は2番久保委員で、新規です。資料は56ページに添付してあります。</p> <p>なお、整理番号7番から28番 受付番号110番から受付番号131番の案件につきましては、農地中間管理事業での賃貸借契約となります。借受人は全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっており、3月19日に公社の審査会で全て可決されております。合計で、畑12筆 田60筆の地積68,476㎡の集積面積となっております。今回の農地中間管理事業の配分計画の参考資料を資料70ページから74ページに記載しております。以上です。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、議案第10号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。受付番号12番と17番につきまして、担当の2番久保委員から説明をお願いします。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>はい。受付番号12番ですけども、譲受人が譲渡人のハウス横の南側になりますけども、地図51ページになります。そこを借りてハウスを予定しております。今椎木の方に9年前に新規就農に入られて、二反ほどのハウスを建てております。ここが洪水で度々浸かるということですね、代替地がないかということで、前回の総会でも田村推進委員から報告がありましたけども、ようやく</p>

<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>申請まで上がることになりました。売買してもいいということで譲渡人は承諾していただいていたんですけども、一応全部で65,000円。これは周りのハウスの農地の賃借代でこのようになりました。ただ、移転費については補助事業を貰っている関係上、今の施設を移動しなくてははいけません。見積りでいくら位掛かるんですかと聞いたところ、ハウス移転だけで700万位移転費を見てるそうです。それにボイラーと電気関係、あと更地にしないといけませんので、あそこは元々〇〇〇〇〇の農地だったものですから、その費用を用意してはいけないとのことでした。新天地にてまた再開をして経営を頑張っていきたいという事です。</p> <p>次に受付番号17番です。56ページの地図をご覧ください。L字型の所が申請地なんですけども、現在上の方に少しあるんですが、ここが高鍋の〇〇さんが所有をしております隣が譲渡人の農地になります。ここも畦が全くありません。ですから今、在の〇〇さんが耕作されてますけど、これを今年度まで作って頂く条件で、高鍋の〇〇さんも納得されて、その後耕作をするということになっております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは次に受付番号13番と16番について担当の7番平野委員の説明をお願いします。</p>
<p>(7番) 平野 豊文</p>	<p>はい。受付番号13番についてご説明いたします。この案件については、藤井推進委員と確認に行きましたところ、飼料作物が作付けされておりきれいに管理されております。次に16番につきましては、現地を確認いたしました。もう田植えができる状態に準備がしてあります。以上です。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。その他の案件は、更新と農地中間管理事業ですので説明は省かせていただきます。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、質疑に入りたいと思います。議案第10号 農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。質疑のある方は挙手の上、受付番号を言われてから質疑をお願い致します。</p> <p>はい、田村推進委員。</p>
<p>田村推進委員</p>	<p>はい。先程久保委員の方からも説明がありましたが、受付番号12番の借受人の件ですけども、やはりこの農業委員会で藤井推進委員等から、借受人が新しいハウスを建てようといった情報共有でこの件が成り立ったわけです。こういう農業委員の話の中で、私たちは農業をしていますが、情報がなかなか流れない。昨年度に、借受人のそのハウスの件で私が藤井推進委員の方に、今はどうですかと尋ねたところ、「借受人が農業委員会事務局に代替地について相談したら、事務局の押川さんと貸付人が同級生という事で今回の話が進んだ。」という事でした。</p> <p>しかし、今回の移転費用が800万かかるんです。こういう新規農業者をやはり育てていくというのが一番大切です。若い人が800万ですよ。やはり、そういう事務的なところで生活はもうできているのではなく、やはり農業をしてい</p>

<p>田村推進委員</p>	<p>くという事はこういういろいろなリスクがあるわけです。もう少しいろいろな意見をこういう場でしていけば英知が出来るのではないかという事が私の基本的な考えです。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>はい。それでは、他にご意見やご質問はございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですのでお諮り致します。議案第 10 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について、受付番号 10 番から 17 番、公社扱いを 110 番から 131 番について承認に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ですので、議案第 10 号農用地利用集積計画（利用権設定）受付番号 10 番から 17 番、公社扱いの 110 番から 131 番につきましては承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第 11 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>総会資料 75 ページをお願いします。議案第 11 号 農地移動適正化あっせん事業の実施について</p> <p>受付番号 1 番 申請人については、表記のとおりです。土地表示 大字椎木字牛牟田〇〇番 地目 田 地積 1,508 m² 他田 1 筆 畑 3 筆 計 5 筆 7,670 m² 指名委員 農業委員、最適化推進委員各 1 名ずつ 実施形態 売買 希望価格 田 2 筆 300,000 円/10 a 畑 3 筆 400,000 円～500,000 円/10 a 資料は 76 ページから 77 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 2 番 申請人については、表記のとおりです。土地表示 大字椎木字坪池〇〇番 地目 畑 1 筆 地積 7,050 m² 指名委員 農業委員、最適化推進委員各 1 名ずつ 実施形態 売買 希望価格 450,000 円/10 a 資料は 78 ページに添付してあります。</p> <p>受付番号 3 番 申請人については、表記のとおりです。土地表示 大字椎木字八反畑〇〇番 地目 田 地積 1,226 m² 他 7 筆 合計 田 8 筆 12,005 m² 指名委員 農業委員、最適化推進委員各 1 名ずつ 実施形態 売買 希望価格 550,000 円/10 a 資料は 79 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>

議長（会長） 後藤 ミホ	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは受付番号1番についてですが、あっせん委員を曾我委員と國岡推進委員にお願いしたらと思っていますけど。よろしいでしょうか。</p>
(事務局) 事務局長	<p>本来でしたら申請人の住所等で担当が決まるのですが、この方は高鍋町になっております。それで農地の所在地が溜水と牛牟田、松下となっておりますが、溜水の農地が3筆ありますので、その地区の担当であります曾我委員と國岡推進委員にお願いできればと考えております。</p>
(6番) 曾我 広	<p>國岡推進委員はよろしいでしょうか。</p>
國岡推進委員	<p>はい。</p>
議長（会長） 後藤 ミホ	<p>よろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは受付番号2番の申請人の件ですが、農地は坪池で高台地区になっております。申請人は、私と同じ地区と一緒にやっていきますので、この案件も曾我委員と國岡推進委員にお願いしてよろしいでしょうか。</p>
(6番) 曾我 広	<p>はい。</p>
國岡推進委員	<p>はい。</p>
議長（会長） 後藤 ミホ	<p>はい、よろしくお願ひ致します。</p> <p>つづいて受付番号3番につきましてですが、地区が椎木地区となっておりますので、平野委員と藤井推進委員にお願いしたいのですが、お忙しいでしょうかよろしくお願ひします。よろしいですか。</p>
(7番) 平野 豊文	<p>はい。</p>
藤井推進委員	<p>はい。</p>
議長（会長） 後藤 ミホ	<p>皆さんこれでご意見ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それではあっせん委員の方はよろしくお願ひいたします。</p>
(事務局) 事務局長	<p>補足ですが、受付番号3番の案件については、一反当り55万という本人からの希望額が出ていますが、相談の中で今の売買事例の中ではちょっと高い金額ですよというのは伝えてあります。これは今のところの本人の希望価格というような形で判断していただければいいと思います。</p>

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第 12 号 空き家に付属した農地指定申出についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>（事務局） 事務局長</p>	<p>80 ページをお願いします。議案第 12 号 空き家に付属した農地指定申出について 空き家に付属した農地指定申出について下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号 3 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字石河内字芋ヶ八重〇〇番 地目 田 地積 221 m² 他田 2 筆畑 2 筆 計 5 筆 2,441 m² 隣接する家屋の所在 大字石河内字芋ヶ八重〇〇番 地目 宅地 地積 393.63 m² 売買等の条件 売買に限る 担当は 5 番西委員です。資料は、81 ページから 82 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、永友正推進委員が補足説明をしてくださるそうです。</p>
<p>永友正推進委員</p>	<p>ご親族に電話したんですが、出来るだけ売ってほしいという事でした。なんか名義が変わらないかもしれないと聞いたんですよ。売買される場合は少し面倒かなと思います。家の中は覗いてみたけど、大変きれいにしてありました。田の方は、雑草というかカヤが生えてますけど使用できると思います。</p>
<p>事務局 （眞崎主幹）</p>	<p>補足説明をしますけど、空き家に属した農地にかかる制度があるんですけども、木城町内の空き家の権利を取得して移住定住を促進するという事で、農地を取得する場合、石河内の場合は 2 反以上ということになるんですけども、条件として「空き家に隣接して空き家に居住する方が管理・耕作することが適切と考えられる農地である」ということと、「農業振興地域内の農用地以外で集団性のない生産性の低い農地である」ということ、「1a 未満の農地であっても農業委員会が空き家に付属した農地と認めた場合」。こういった条件を満たした場合には、2 反未満であっても宅地と一緒に購入ができるという制度を設けておりますので、それに関して申請が上がってきているというところです。</p> <p>この申請地については、全て購入した場合には 2 反を超えますので条件は満たしているということになるんですけども、購入者が一部だけ農地を購入したいという場合もありますので申請をしたいと申し出があったところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 12 号 空き家に付属した農地指定申出についてであります。ではこの農地を空き家に付属した農地として農業委員会で認めてもよろしいでしょうかという案件になります。質疑のある方は挙手の上、質疑に入ってください。</p> <p>はい、田村推進委員。</p>
<p>田村推進委員</p>	<p>はい。申請地の真ん中にある地番〇〇はなぜ除外されているんですか。</p>

事務局 (眞崎主幹)	こちらは農地ではなく雑種地になっていますので、申請地に入っていないということです。
田村推進委員	これも一括して、もし木城町以外からこの空き家に付属した農地など購入できるわけですか。先ほど、永友正推進委員から所有権移転や売買は難しいという話もありましたけど。それを含めて購入できるわけですか。
事務局 (眞崎主幹)	そうですね。宅地と一緒に農地も購入できるということです。
田村推進委員	そういう、まあ宮崎市とか他の地方から見て、言うたら特に石河内ですからね。非常に良い所という事で購入されるという方がおられれば、これも購入出来るわけですね。
事務局 (眞崎主幹)	はい。そうですね。
田村推進委員	わかりました。
(事務局) 事務局長	補足で、場所ですけども、滝之妙見神社がある所に行く途中の橋を渡って一番最後の家になります。車もこの家の下の田んぼのところまで行けます。
藤井推進委員	すみません。この方たちは、もうこちらには誰も全然おられないのですか。
永友正推進委員	もう20年ぐらいになると思います。
藤井推進委員	はい、わかりました。
議長(会長) 後藤 ミホ	他に質問はありませんか。 (質疑・意見なし) 質疑が無いようですので、お諮りします。議案第12号 空き家に付属した農地指定申出についてであります。賛成の方は、挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成との事ありますので、議案第12号 空き家に付属した農地指定申出について承認可決と致します。 以上で本会議を終了致します。

協 議 会	1 4月の行事予定について 2 その他
議長（会長） 後藤 ミホ	以上をもちまして、令和3年3月期の定例総会を閉会します。
	<p data-bbox="512 517 1366 551">この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p data-bbox="732 663 847 696">議 長</p> <p data-bbox="732 801 847 835">署名委員</p> <p data-bbox="732 943 847 976">署名委員</p>